

リフォーム融資

(部分的バリアフリー工事または耐震改修工事)【高齢者返済特例】

特例のリフォーム融資で生前の返済負担を軽減

概要

満60歳以上の方が、居住する住宅のバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に利用できます。

連帯債務者を含む申込者全員の死亡時までを返済期間として、毎月の返済は利息のみを支払い、連帯債務者を含む申込者全員の死亡時に、借入金の元金を一括返済する制度です。

対象となる住宅は、工事完了後の住宅部分の面積が50㎡（共同建40㎡）以上の住宅です。

また、申込者本人、申込者本人の配偶者、申込者本人または配偶者の親族の内、いずれかの方が所有または共有している住宅であることも必要条件の1つです。

これだけ
お得です!!

利息のみの返済で月々の負担を軽減

融資額1,000万円を借り入れた場合の毎月の返済額	
10年間元利均等返済 年0.59%	85,836円(元金+利息)
20年間元利均等返済 年0.84%	45,279円(元金+利息)
高齢者向け返済特例 年0.80%	6,666円(利息のみ)

元金は、申込者全員の死亡時に一括返済

相続人が融資住宅およびその敷地の処分、自己資金などにより一括返済

融資限度額は1,000万円

リフォーム工事費用または1,000万円のうち、いずれか低い額が限度額となります

※バリアフリー工事と耐震改修工事を併せて行った場合でも、融資限度額は変わりません

このような方が利用できます

- 次のすべてにあてはまる方。
 - ① 借入申込時に満60歳以上の方
 - ※年齢に上限はありません
 - ※借入申込時に、満60歳以上の同居親族は連帯債務者となることができます
 - ② 自らが居住する住宅をリフォームする方
 - ③ 総返済負担率が次の基準以下の方
 - ・ 年収が400万円未満の場合：30%以下
 - ・ 年収が400万円以上の場合：35%以下
 - ※申込み本人の収入だけで総返済負担率基準を満たさない場合は、同居予定者(満60歳以上)の収入を合算できる場合があります
 - ④ 日本国籍の方
または永住許可などを受けている外国人の方

このような工事が対象です

- バリアフリー工事または耐震改修工事のいずれかの基準に適合する工事。
 - ① 下記のいずれかに該当するバリアフリー工事
 - ・ 床の段差解消
 - ・ 廊下および居室の出入口の拡幅
 - ・ 浴室および階段の手すり設置
 - ② 一定の耐震改修または耐震補強の、いずれかの工事

※バリアフリー工事または耐震改修工事以外のリフォーム工事を併せて行う場合も対象になります

制度の
詳細

独立行政法人住宅金融支援機構

http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_reformbf_revmo/index.html

